

令和元年8月26日  
地域教育課

### 「江東区放課後こどもプラン」事業の実施について

平成31年3月に策定した「江東区放課後こどもプラン」に基づく事業を、令和2年4月実施に向けて、以下のとおり検討を進めている。

#### 1 名称の整理

区の放課後事業を「きっずクラブ」と総称することから、児童館等で実施している「学童クラブ」の名称を「きっずクラブ」に変更する。

【例】(現)南砂学童クラブ ⇒ (新)きっずクラブ南砂児童館

(現)豊洲三丁目学童クラブ ⇒ (新)きっずクラブ豊洲三丁目

※ 小学校で実施するきっずクラブは、変更しない

#### 2 実施事業の概要（予定）

##### (1) A登録（放課後子ども教室）の利用時間



- ・ 児童館的事業として居場所を提供している趣旨を踏まえ、学校授業日は、「放課後～18時」を「放課後～17時」とし、夏休み等の学校休業日は、「8時30分～18時」を「9時～17時」とする。
- ・ B登録と同様の時間を一時的に利用できる「スポット利用」を導入し、保護者の就労、疾病、その他突発的な事情に合わせた育成を行う。

## (2) B登録（放課後児童クラブ）の利用時間

学校休業日の場合		8:00	8:30	14~15:00	17:00	18:00	19:00
現状				開所時間（4,000円/月）※			延長 （+1,000円/月）
見直し案				開所時間（検討中）			延長 （検討中）

※原則、17時までだが書類審査により18時まで延長可（無料）

- ・ 近年の利用実態等を鑑み、学校休業日の開室時間を、「8時30分」から「8時」とする。
- ・ 保留児童が発生又はその見込みが高い、きつずクラブ近所の学童クラブの開室時間を、「18時」から「19時」とする。

### (3) 土曜江東きつずクラブ

働き方の多様化等に対応するため、既存の学童クラブ等を活用しながら、放課後児童クラブとして再編し、実施する。

### (4) 利用料

開所時間の見直し等を踏まえ、利用料の改定を検討する。また、「スポット利用」については、類似の他事業料金等を考慮の上、検討する。

## 3 関係規程の整備

事業の見直しに伴う事業名称や利用時間、利用料等については、以下の規程を見直す必要があるため、所要の整備を行う。

- ・ 江東区江東きつずクラブ条例（一部改正）
- ・ 江東区学童クラブ条例（廃止）
- ・ その他、条例施行規則・要綱等の関係規程にかかる改廃

## 4 今後の予定

令和元年10月	第三回区議会定例会に一部改正及び廃止条例議案を付議
11月	令和2年度事業募集案内配布（B登録）
12月	〃 受付（B登録）
令和2年2月	〃 募集案内配布（A登録）
3月	〃 受付（A登録）
4月	事業開始